様式１

整理番号	健康－法申－7

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分担当名	各区保健福祉センター精神障がい者保健福祉手帳担当
処分の名称	精神障がい者に対する精神障がい者保健福祉手帳の交付
概　要	精神障がい者保健福祉手帳は、精神障がいを持っておられる方が一定の精神障がいの状態にあることを証明するためのものです。精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者は精神障がい者のための行政サービスを受けることができます。精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けるためには申請が必要になります。
根拠法令等 及び条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第5条 精神障がい者保健福祉手帳交付事務取扱要領
審査基準	精神障がい者保健福祉手帳の交付申請があった場合、精神保健福祉法施行令第6条に規定する精神障がいの状態にあると認めるときは、等級（１級から３級）の判定を行います。 ・各級の障害の状態 １級　日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ２級　日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ３級　日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの 等級の判定にあたっては、厚生労働省から次の通知が発出されており、これらの通知に基づいて判定を行っています。 ・厚生労働省通知文 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について 平成7年9月12日付け健医発第1133号　厚生省保健医療局長通知 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について 平成7年9月12日付け健医精発第46号　厚生省保健医療局精神保健課長通知
標準処理期間	３０日
経由日数	１０日
提出先	各区保健福祉センター精神障がい者保健福祉手帳担当
提出時期	随時
提出方法	①精神障がい者保健福祉手帳申請書 ②精神障がい者保健福祉手帳診断書 ③精神障がいを事由として年金給付を受けていることを証明する書類 （②と③はいずれか１つ）
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター精神障がい者保健福祉手帳担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006291.html
備　考	